

令和2年5月8日

各団体代表者 様

神奈川県産業労働局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）について

日ごろより、県政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、県では新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づき、4月11日から5月6日までの間、休業要請にご協力いただいた事業者に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の交付を行っています。

こうした中、政府は5月4日に、緊急事態宣言を5月31日まで延長する決定を行い、本県は引き続き「特定警戒都道府県」に指定され、5月7日から5月31日まで県民の皆様に引き続き外出の自粛をお願いしています。

これに伴い、休業等により新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力いただいた中小企業、個人事業主に対し支給する「新たな協力金」に係る補正予算について、5月開催の県議会での成立に向けて準備を進めています。

この「新たな協力金」は、令和2年5月7日から5月31日までの全期間のうち、少なくとも期間中20日以上、遅くとも5月12日から5月31日まで休業等を行っていただいた方を対象とする予定ですので、別紙により貴団体の構成員に対して、周知していただくようお願いいたします。

問合せ先

産業労働局中小企業部中小企業支援課

課長 森山 電話 045 (210) 5550